

事業名	広島県アダプト制度（ラブリバー制度）		
事業内容 （目的・概要）	ボランティア活動として、県の管理する一級河川・二級河川の清掃などを行う団体、企業、個人などをラブリバー活動認定団体として認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部支援などを行うことで、その活動をバックアップすることにより、住民と行政の協働体制の構築を目指す。		
事業主体	県、市町、ラブリバー活動認定団体		
採択要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協力に関する覚書を締結した市町において県の管理する一級河川、二級河川における 50 メートル以上の活動であること</li> <li>2 河川敷の清掃、緑化、草刈などの活動を行う団体、企業、個人などであること</li> </ol>		
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	<p>一般単独事業          県の事務            表示板の設置            傷害・損害賠償保険の加入            活動費の一部支援（詳細は、「ひろしまアダプト活動支援事業」を参照）</p> <p>市町の事務            回収ゴミの受け入れ            （可能な場合はゴミ袋の提供等）</p>		
制度創設年度	平成 14 年度		
関係省庁名			
最近の実績	認定団体数 477（令和 6 年 3 月末現在）		
問合せ先	土木建築局道路河川管理課		
	Tel	082(513)3903	e-mail   dodoukasen@pref.hiroshima.lg.jp